

議案第五九号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年三朝町条例第一九号の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十四年九月二十五日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十四年

九月二十六日原案可決

東伯郡三朝町議會議長 加藤幸太郎



議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
 第四條第二項中「別表」を次のように改める。

区 分	鉄 道 賃		船 賃	車馬賃 (并らば)	日 当 (一日につき)		宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (二夜につき)
	県内	県外			県内	県外	県内	県外	
議 長	三等運賃	二等運賃	上級運賃	五円	二二〇円	二四〇円	八〇〇円	一二〇〇円	三〇〇円
副 議 長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
議 員	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

附 則

この条例は公布の日から施行する